

# JIS

## 水配管用亜鉛めっき鋼管

JIS G 3442 : 2023

(JISF)

令和 5 年 5 月 22 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

## 一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会） 構成表

	氏名	所属
(委員長)	榎 学	東京大学
(副委員長)	緒形 俊夫	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	田中 龍彦	東京理科大学名誉教授
	藤原 弘次	EMF 応用計測
(委員)	林 央	元国立研究開発法人理化学研究所
	沖 佑典	国立研究開発法人建築研究所
	桑原 利彦	東京農工大学大学院
	富山 禎仁	国立研究開発法人土木研究所
	森山 勉	一般社団法人日本アルミニウム協会
	堤 紳介	一般財団法人日本規格協会
	熊井 勝敏	日本検査キューエイ株式会社
	藤井 勉	一般社団法人日本試験機工業会
	栗原 正明	一般社団法人日本伸銅協会
	小野 昭紘	公益社団法人日本分析化学会
	藤田 栄	北海道大学
	山口 栄輝	公益社団法人土木学会（九州工業大学）
	種物谷 宣高	高圧ガス保安協会
	山田 哲	一般社団法人日本建築学会（東京大学大学院）
	小野田 光芳	線材製品協会（日鉄 SG ワイヤ株式会社）
	松本 和幸	一般財団法人日本海事協会
	藤田 慎一	日本金属継手協会
	桜井 英裕	一般社団法人日本鋼構造協会
	近藤 隆明	一般社団法人日本自動車工業会（日産自動車株式会社）
	相川 卓洋	公益社団法人日本水道協会
	河口 誠司	一般社団法人日本機械工具工業会（株式会社不二越）
	富永 公彦	一般社団法人火力原子力発電技術協会（三菱重工業株式会社）
	酒井 英典	株式会社神戸製鋼所
	中澤 晋	JFE スチール株式会社
	後藤 勝志	大同特殊鋼株式会社
	松本 聡	日本製鉄株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 32.10.30 改正：令和 5.5.22

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 5.5.22

認定産業標準作成機関：一般社団法人日本鉄鋼連盟

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-4826)

審 議 委 員 会：一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会）

(委員長 榎 学)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類の記号	1
5 材料及び製造方法	2
5.1 材料	2
5.2 熔融亜鉛めっき	2
5.3 管端	2
6 亜鉛めっき特性	3
7 寸法, 寸法許容差及び単位質量	3
8 外観	4
9 試験	5
9.1 試験一般	5
9.2 亜鉛めっき試験	5
10 検査及び再検査	5
10.1 検査	5
10.2 再検査	5
11 表示	6
12 注文者によって提示される情報	6
13 報告	6
附属書 A (規定) 付着量試験方法 (間接法)	7
附属書 B (規定) 均一性試験方法 (硫酸銅試験)	9
附属書 C (規定) 亜鉛めっきの性状試験方法	11
解 説	13

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS G 3442:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 水配管用亜鉛めっき鋼管

## Galvanized steel pipes for ordinary piping

## 1 適用範囲

この規格は、水道用及び給水用以外の水配管（空調用、消火用、排水用などをいう。）に用いる亜鉛めっき鋼管（以下、管という。）について規定する。

注記 この規格は、外径 17.3 mm～508.0 mm の管に適用されている（表 2）。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 0203 管用テーパねじ  
JIS B 2301 ねじ込み式可鍛铸铁製管継手  
JIS B 2302 ねじ込み式鋼管製管継手  
JIS G 0202 鉄鋼用語（試験）  
JIS G 0203 鉄鋼用語（製品及び品質）  
JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件  
JIS G 0415 鋼及び鋼製品—検査文書  
JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管  
JIS H 2107 亜鉛地金  
JIS K 8574 水酸化カリウム（試薬）  
JIS K 8576 水酸化ナトリウム（試薬）  
JIS K 8847 ヘキサメチレンテトラミン（試薬）  
JIS Z 8401 数値の丸め方

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS G 0202 及び JIS G 0203 による。

## 4 種類の記号

管は、1 種類とし、その種類の記号は、表 1 による。